

民法・商法

注 意 事 項

- I 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
- II 解答用紙は民法と商法で各 1 枚配付します。それぞれの科目の解答にあたっては、指定された科目の解答用紙を使用してください。
指定された科目の解答用紙に異なる科目を解答した場合は、試験時間内に申し出があったときを除き、無効とします。
- III 解答にあたっては、黒インクのボールペンまたは万年筆のいずれかを使用してください（ただし、インクがプラスチック製消しゴムで消せないものに限りです）。それ以外で解答用紙に記入した場合は、無効とします。
- IV 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1 行の場合には横線で消して、その次書き直してください。修正液・修正テープを使用してはいけません。
- V 設問が複数の場合は、解答用紙に設問番号を明記したうえで、解答してください。設問番号の記入がない場合は、無効とします。
- VI 試験時間は 90 分です。
- VII 民法の問題は 1～2 ページ、商法の問題は 3 ページにあります。

民 法

【設例】の事案につき、【設問】ⅠとⅡに解答せよ。

【設例】

レストランを経営する A は、ワインの輸入販売業者である B から、とても質の良い希少な甲という銘柄のワインが数量限定で運よく手に入ったと勧められ、B の店舗で甲の味見をしたところ、その味を大変気に入り、自身のレストランで提供すべく、B が倉庫に保有する甲のうち 50 本を購入することにした。甲の販売価格については、A が B と交渉した結果、「甲」1 本あたり 5,000 円、50 本で合計 25 万円とすることで合意した。そして、確認のために売買契約書を作成し、後日、B が商品を A に納品することになった。

その後しばらくして、A が契約書を確認すると、対象となる商品について、「甲」50 本ではなく、「乙」50 本と記載されていることが判明した。なお、代金額は 25 万円と記載されているものの、乙の市場価格は 1 本 1,000 円程度である。

【設問】

Ⅰ 契約における当事者の意思表示の解釈はどのようになされるべきか、という点に着目して、以下の小問に答えなさい。

(1) AB 間の売買契約に基づいて、A は B に対して「乙」50 本の引渡しを請求でき、B は A に対して 25 万円の支払いを請求できる、とする結論もありうる。この結論は、どのような考え方から導かれるか。また、仮にこの考え方を採用した場合に、売買契約の効力を否定するために、A はどのような法的主張をなしうるか。考え得る主張を 1 つ挙げなさい。

(2) AB 間の売買契約に基づいて、A は B に対して「甲」50 本の引渡しを請求でき、B は A に対して 25 万円の支払いを請求できる、とする結論もありうる。この結論は、どのような考え方から導かれるか。

Ⅱ 設問Ⅰにおいて、AB 間の売買契約の効果として、A が B に対して「甲」50 本の引渡しを請求でき、B は A に対して 25 万円の支払いを請求できる、となったとする。その場合において、B から納品された「甲」50 本の品質が、A の想定に反して劣化していた。A からのクレームを受けて B が調べたところ、B が倉庫に保有する「甲」の

保管状態が悪かったため、AB間で甲の売買契約が締結された時点において既に、Bが保有する全ての「甲」の品質が劣化していたことが判明した。そして、Aに納品された「甲」の品質が1本1,000円程度の価値しかなかったとする。Aとしては、このような粗悪なワインは自身のレストランで提供できないため、売買契約の効力を否定したいと考えている。この場合に、Aはどのような主張をなしうるか。考え得る主張を2つ挙げなさい。

以 上

商 法

次の文章を読んで、小問 1 と小問 2 に答えなさい。

1. 甲株式会社（以下「甲会社」という）は、関西地方でスーパーマーケット事業を営む会社法上の公開会社でない会社であり、取締役会と監査役を設置している。甲会社では、A が代表取締役を、X 及び甲会社の使用人でもある B と C が取締役を、それぞれ務めている。甲会社の発行済株式の総数は 10,000 株であり、A とその家族が 4,000 株を、X が 2,000 株を、残りの 4,000 株を甲会社の従業員持ち株会、取引先及びメインバンクが、それぞれ有している。
2. 甲会社は、当初、順調に業績を伸ばしていたが、ここ数年は、A の強引な出店戦略が裏目に出て赤字決算が続いていた。そのような中、A と X との間で、甲会社の経営方針をめぐる対立が生じた。
3. X は、B と C に対して、甲会社の経営を改善するために、A を代表取締役から解職して X を代表取締役とすることを提案したが、両名の賛同を得られなかった。

[小問 1] X は、代表取締役の選定及び解職を株主総会の権限とすることを定款で定めて、株主総会決議によって代表取締役となることを考えている。このような定款の定めは許されるかを説明しなさい。

4. 令和 6 年度甲会社の定時株主総会（以下「本件株主総会」という）において、会社提案として X を取締役から解任する旨の議案が、X の株主提案として A を取締役から解任する旨の議案が、それぞれ提出された。
5. 本件株主総会において、X を取締役から解任する旨の議案は賛成多数で可決された。続いて、A を取締役から解任する旨の議案について、X が提案の理由として A の経営責任を説明しようとしたところ、議長の A は、そのような説明は必要が無いとして、これを制止し、直ちに採決に移り、当該議案は、X が賛成したのみで否決された（以下「本件決議」という）。

[小問 2] X は、本件決議には瑕疵があるとして、決議取り消しの訴えを提起した。本件決議はどのような瑕疵があるかを明らかにして、X の訴えが認められるかを論じなさい。

以 上